

吉鶴祐亮(国立国会図書館調査及び立法考査局 財政金融課)

中小企業金融円滑化法の論点と 地域密着型金融

レファレンス(国立国会図書館調査及び立法考査局) Vol.65 No.3
pp.85~111 2015.3.

本稿は、2008年のリーマン・ショック後の経済危機に直面した中小企業の金融を支援するために制定された「中小企業金融円滑化法」の概要、法制定前から現在までの経緯、効果や影響、特に同法を契機に重視されることとなった金融機関のコンサルティング機能のあり方等について考察している。

中小企業金融円滑化法は、基本的には中小企業への一時的な資金繰り支援を目的に、金融機関に対して貸付条件変更への努力義務を課したものである。この間、2回の延長に際し、金融庁の監督指針や金融検査マニュアルの改正等を通じ、金融機関にコンサルティング機能の発揮がより強く求められるようになってきた。

中小企業金融円滑化法は、弊害も指摘されるが、法失効後も中小企業に対する貸付条件変更は、金融機関の果たす金融仲介機能の一つとして、定着しつつあることが窺え、同法が中小企業の資金繰り等の改善に一定程度寄与した可能性はあり、中小企業金融に与えた影響は大きいとする。そして貸付条件変更を受けた中小企業の経営改善や事業再生の進展に向けた役割を期待されるのが、金融機関によるコンサルティング機能の発揮・深化である。

法の延長が実施される中、コンサルティング機能は、地域金融機関のビジネスモデルである地域密着型金融の柱の一つに位置付けられたこ

とで、特に地域金融機関に対して、その発揮が常に期待される機能になったとする。同法が、バブル崩壊・不良債権の処理等を経た金融機関経営における「金融の円滑」と、「金融機関の健全性」の両輪の適切なバランスをとるための、軌道修正を促す触媒となったとする見解があると、金融機関には適切なリスク管理の実施と同時に、コンサルティング機能の発揮等を通じた中小企業の経営改善に向けた役割を果たすことが期待される。

ただ、コンサルティング機能の遂行においては、リソース上の制約等もあり、一朝一夕に効果を上げることは難しく、一定の時間をかけた継続的な取り組みが求められると指摘している。

こうした中、他研究では中小企業金融円滑化法の評価に関して、総じてみると、企業側と金融機関双方にモラルハザードを誘発したとの批判もあるが、グローバル金融危機の影響を和らげるとともに、金融機関による貸出先の経営改善支援に対する姿勢を強化させる効果もあったとしている(みずほ総合研究所編著(2014)『ポスト金融危機の銀行経営―「精査」と「組み合わせ」による勝ち組戦略』金融財政事情研究会等)。この間、「中小企業金融円滑化法の利用が金融機関のコンサルティング機能を向上させるとの仮説」については、肯定・否定を判断する有意な知見は得られなかったとの実証研究の結果もある(近藤隆則(2014)「『円滑化法』が中小企業金融に与える影響についての実証研究」『金融経済研究』第36号)。

金融機関がコンサルティング機能を担う上では、本稿でも指摘されているとおり、債権者としての立場やリソースに関わる制約が存在する。例えば、金融庁による地域金融機関の地域密着型金融の取り組みに対する利用者等の評価に関

するアンケート結果でも、顧客企業の事業価値を見極め経営課題を発見・把握する能力（いわゆる目利き能力）が十分あるとする先（金融機関）は、2014年度で全体の約3割に止まっている。ただ、制約はあるにしても、地域金融機関に課せられた地方再生・創生を推進していくためには、コンサルティング機能の発揮等による地域密着型金融への取り組みは必至の課題である。金融機関として体制作りや行員のスキルアップを図る必要があるほか、外部専門家・外部機関との連携が求められ、さらに実践の効果の測定・評価に基づき戦略を立てていくことが重要となる。

（東京国際大学非常勤講師 新保芳栄）